

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十二 議案第四号 昭和五十七年度福生市一般会計

補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君 登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名でございますので、議案第四号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第一号)につ

きまして提案理由、並びにその内容について御説明申し上げます。

本予算は、先ほど御提案いたしました報酬条例等に関連いたし
ます報酬等改定に伴う人件費分の追加補正で、これに対する財源
措置といたしましては、予備費を充用するものでございます。

それでは、まず一ページをお開きいただきたいと思います。総則につま
しては、先ほど御説明したとおり、今回財政措置の調整でございまし
て、既設予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補
正後の歳入歳出の金額は別表に定めるものでございます。

次に、二ページをお開きいただきたいと思います。まず議会費におきま

して一千四百一千円の追加であります。これは議員報酬改定分六百
七十八円と、これに伴う議員期末手当二百五十七千円、議員共済
会負担金六十八千四百円でございます。

次に、総務費につきましては、二百三十五千三千円の追加です。まず、総
務管理費におきまして二百十九千三千円、これは特別職の給与改定
分六十八円と、手当等の三十三千四千円、退職手当組合負担金の六
十六千九千円となっております。なお、この中に行政事務連絡員報酬
改定分によります五十一千円も含まれております。

次の選挙費につきましては、選挙管理委員会の報酬改定分八
千円でございます。次に、監査委員費につきましては、同じく監査委員
の報酬改定分八千円でございます。

次に、消防費でございますが、これも先ほど御提案申し上げておりま
す福生市消防団条例改正に関連いたします消防団の団長以下、団
員の報酬改定に伴う改定分六十七千一千円でございます。

次に、教育費の六十万五千円の追加でございますが、これは教育委員報酬改定分の十六万円と、教育長の給与改定分二十一万円、手当等の十万三千円、退職手当組合負担金の十三万二千円となっております。次に、予備費でございますが、以上追加補正分に伴う歳出財源調整のための減額で、一千三百六十七万円を減額補正しよりとするものです。したがって、予算総額は歳入歳出とも既設総予算額の百六億十三万七千円でございます。変更はございません。以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重審議の上、原案とおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十四号については、総務及び厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は総務及び厚生委員会に付託されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は、総務及び厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十三 議案第四十五号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号市道路線の認定について御説明申し上げます。

この路線は加美地区の多摩河川敷に築造いたしました福生かに坂公園の取付道路でございます。幅員を四メートル、延長百二十七メートルの規模で、起点を玉川上水の側道であります市道二八五号線の福生二八七番地先に、終点を公園入口の同所二八五の二番地先とした道路でございます。

この道路を安全かつ良好に管理すべく道路法第八条の規定に基づき、市道二五二号線として認定しようとするものであります。

以上、雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
、れより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十五号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十四議案第四十六号 福生中央排水区

（五号幹線）S一五七その一工事請負契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので議案第四十六号 福生中央排水区（五号幹線）S一五七その一工事請負契約につきまして御説明申し上げます。

本件は熊川地区における雨水幹線の整備を図るべく、福生中央排水区五号幹線工事を施行いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御議決を得べく御提案申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして資料の案内図によりまして御説明を申し上げたいと思っております。

工事場所は、熊川七六九番地先の五日市線熊川駅入口から、熊川八一三番地先の青梅線上水西踏切までの延長約二百六十六メートルの区間に、内径一千六百五十三ミリの排水管を、百九十一・八メートル、それから内径一千五百ミリの排水管を七十五メートル、おのおの推進工法により埋設をしようとするものでございます。

次に、請負契約の内容につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的は、ただいま申し上げましたように、福生中央排水区（五号幹線）S一五七その一工事でございます。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。また、今回、指名業者の数につきましては、従来は、この金額につきましては八社でございましたけれども、入札制度の改善という意味で、今回から倍の十六社にふやしております。契約の金額は、二億一千六百五十九万四千と相なっております。

なお、この入札経過につきましては、次のページにございます資料に記載のとおりでございますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約確定の日から昭和五十八年三月十九日までと相なっております。契約の相手方は、東京都文京区後楽二丁目二番八号 五洋建設株式会社取締役社長 水野哲太郎でございます。

以上、まことに雑駁でございましたが、議案第四十六号につきましての説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議を賜りまして、原案

いおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

いおり本案に対する質疑を行います。

○二番(仲村清信君) ちょっとお尋ねしますが、今回から八社を、業者を十六社にふやした。これは大分、国の方も東京都の方も改善をしてくれております。それにいろいろ方法を取り入れたと思っておりますけれども、そこで、市の方は積算関係において、十分な態勢が整えたのかどうかわかりませうけれども、第一回で、それを決めたという経緯です。この二番札、三番札を見ましても、百万とか百二十万とかの差、わずか、この総体にして二億か、この工事に対して、百万、百二十万の差ということになれば、私、これを個人的に考えたときには、いま一度やったならば、思いついて二番札が一番になったとか、三番札が落札できたとか、というふうなこともあり得るんじゃないかと思うんだらうと思っておりますけれども、市の方でそういうふうな積算見積りをできる態勢を整えたのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思っております。

す。一回で落札させたことについて説明をお願いしたいと思っております。

○総務部長(浅見裕康君) 御案内と思っておりますけれども、一応、入札というのは、予定価格を定めまして、それ以下の場合には、一応諸条件を、その他の諸条件は一応現説の中で説明をいたしております。そういった条件下におきまして札を入れていただくというのが一般的な方法でございます。

今回の場合、予定価格を何百万か下回った形で一回目の札が入った。そのうちからさらに最低の業者を指名したというふうな経緯でございます。まして、にまた一度で予定価格を下回ったので、落札を見ましたので、一応そういう形で契約同意をしようという経過でございます。

○二番(仲村清信君) 一回で落札させたという、とはわかるんです。ですから私のいまの質問の中に一点、市の方で積算関係を、二億からの見積りを、これでいんだというふうな、しかりとした積算のできるような内部的な態勢が整えられたのかどうかという点についてお答え願います。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後一時十五分 休憩

午後一時十六分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設部長（内田和雄君） たびたびの御質問ですが、この工事について見積りと申しましようか、うちの方の算定だろうと思いますが、これはそのままそうでもござりまするが、当面、いろいろ工事につきましては、国の基準とか都の単価とかございまして、そういった単価に基づきまして私の方では積算をしていくわけでござりまする。それで、それが積み上がった数字が出てきますので、それに基づきまして、たとえば三億なら三億と出ますと、それから後、契約の方におきましてそれ相当の見積り予定額というものとつきます。それはそれから何%とか引きまして予定価格をつくっていくわけですが、私の方の態勢というようなことで、これはそのままでも変わらうません。見積りは、そういうことで私の方の算定は、いろいろ国の基準とか都の基準とかございまして、そういうものから全部一つ拾い出しまして積み上げた数字が出てくるといふことで、内容というか、人の問題

とか、そういうことについてはそのままでも変わらうません。

○二番（仲村清信君） 前に私、ここで一般質問をしたときには、市の方

には積算をする専門の職員が、何か充実にしておらないというような、私は回答を得た記憶があるんですけども、私が申し上げておるのは、この積算の根拠というものは、いま部長が説明したとおり、国、東京都の方の積算の根拠というものはあるわけでござりまするけれども、ただ、今回について、よく世間で問題になっておるようには、設計会社等があらかじめ見積りを出したものを、市の方でそれを大体整理したものであるのか。市の職員独自において、要するに積算を立てて、そういった今後、これからの入札等に対して、万全な態勢づくりができたのかどうか、ここをお尋ねしておるんです。この点をひとつ、回答をお願いいたします。

○建設部長（内田和雄君） 方法としては、そのままでもござりまする。コンサルに頼みまして、そこにおいてその単価等を拾い出しまして、それでそれを私の方は全部チェックいたします。それでそのチェックが終わりますと、この場合は国庫補助が絡んでおりますので、一応東京都の方の

チェックが必要になりますので、そのチェックを得まして、その額を最終的に決定しております。方法としては、いろいろあります。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第四十六号については、原案のとおり同意せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

たゞいま東浦春浪君から、本案は原案とおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、原案のとおり同意いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十五 議案第四十七号 財産の取得に

ついてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君 登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十七号財産の取得につきまして御説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定に基づきまして、一件五千平方メートル以上、金額にいたしまして二千万円以上の用地取得につきまして、議会の議決が必要でございますので、提案を申し上げます。次第でございます。まず、その概要につきまして、二ページにございます資料によりまして御説明を申し上げます。

本件は御案内のとおり、福生市屋外運動場用地として取得するものでございまして、その全体面積は、この資料の上段に記載してございますように二万二千五百二十六・六〇平方メートルでございます。すでに本土地区は、福生市土地開発公社におきまして先行取得をされております。

ものと、防衛補助を受けまして、本年度より四年計画で、当面、取得しようとするものでございます。

なお、金利負担の軽減を図る意味から、年度を短縮していただくように、去る六月四日の基地対策特別委員会により、東京局長に対する陳情の中で、各委員さんからそのような方法をとってもらうように強かに要請していただいております。お陰をもちまして、私もその事務レベルの折衝の中では、国側におきましても、おわめて前向きな姿勢で私どもの折衝にあたり、おいていただいております。現在その実現方につきまして、事務レベルにおきましても鋭意折衝中でございます。

また、この中の主要施設といたしましては、昨日の一般質問に対する答弁で御案内と存じますが、三百メートルのトラックとサッカー場を併用できる施設、それから走り高跳び等のフィールド競技用の施設とか、あるいはテニスコートの四面の施設とか、あるいは夜間も利用できるように照明の施設とか、それからその諸施設を管理すべき、

管理棟とか、そういった施設を、の中に設置する計画でございます。

それでは、取得の内容につきまして御説明を申し上げます。

取得の目的は、ここに記載のとおり、たゞいま申し上げましたように、福生市屋外運動場用地でございます。土地の所在は、福生市大字福生字河原三千二百三十二番七の一部でございます。土地の種類及び面積は、宅地五千二百七十三・二平方メートルでございます。それから、取得の方法は随意契約で、取得の相手方は、福生市本町五番地福生市役所内 福生市土地開発公社理事長 古谷徳男でございます。予定価格は、二億三千二百六十八万二千円と相なっております。

以上、まことに雑駁でございましたが、議案第四十七号 財産の取得につきましての説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議を賜うまして、原案とおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

たゞこの議題となりおります。議案第四十七号については、原案のと
おり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

にば、東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十

七号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十六 議案第四十八号 福生市表彰
条例に基づく自治功労者についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君 登壇）

○助役（古谷徳男君） 議案第四十八号 福生市表彰条例に基づく自治
功労者について、提案理由と内容を御説明させていただきます。

本案は、福生市大字熊川三百九十番地三 岩田文三氏が、昭和四
年七月二十日、福生町農業委員会委員に就任し、昭和五十六年
七月十九日退任まで、満十二年間在職されましたので、市の発展に貢献
されたこと、この趣旨でその功績に対し、表彰条例第四条の規定
により、自治功労者として表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいたしまして、原案どおり御決定をくだします
ようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第四十八号は、原案どう同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十八号は、原案のとおり同意いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十七 議案第四十九号 福生市表彰

条例に基づく自治功労者についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第四十九号 福生市表彰条例に基

づく自治功労者について提案理由とその内容を説明させていただきます。

本案は、昨年の十二月 福生市職員を退職されました青梅市東青梅三丁目二十六番地九田村忠雄氏が吏員歴といたしまして、お手元

にございますように三十三年四月にわたり福生市職員として在職され、市行政に貢献されました。その功績により表彰条例の規定によりまして、表彰審査委員会に諮り、答申をいたしておりますので、自治功労者として表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいたしまして、原案どう御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番(貫井喜代次君) 今回の表彰者についてどうということではありませんが、この自治功労というものの表彰について、これからあと五十二号までの関係が一般表彰まであるわけですから、その表彰条例の第四条の規定によるこの自治表彰及び自治功労者の規定内容について、今後の、いままでもそうだったかも知れませんが、市としての、執行部としての考え方を伺いたいと存じます。

特に、職員については条例で定められておるように、自治功労者として